

住民税均等割非課税世帯等に 対する臨時特別給付金の給付

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているため、令和4年度住民税均等割非課税世帯に対し臨時特別給付金として、1世帯あたり10万円を支給します。

なお、令和3年12月11日以降に転入した方を含む世帯、新型コロナウイルスの影響を受けて令和4年1月以降の収入が減少し住民税均等割非課税世帯相当の家計の状態となつた世帯、令和3年度住民税均等割非課税世帯で給付金の支給を受けていない世帯は、対象となる場合がありますので、問い合わせください。

☎ 0475(70)0330
☎ 0475(70)0340

マイナンバーカードの申請を お手伝いします！

職員が写真撮影からオンライン申請までサポートします。手続きは簡単ですので、ぜひご利用ください。

▼受付場所 市民課
▼受付日時 平日および休日 開庁日(毎月最終日) 9時～17時 ※年末年始を除く。
▼必要なもの QRコード付きのマイナンバーカード交付申請書、または、運転免許証などの本人確認書類(健康保険証など写真の無いものは2点以上)

詳細は問い合わせください。
☎ 0475(70)0340
☎ 0475(70)0340



マイナンバーカードを申請して マイナポイントをもらおう

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、マイナンバーカード交付申請書が順次送付されています。

マイナポイント第2弾の付与を受けるためには、マイナンバーカードを9月30日(金)までに申請する必要があります。

▼受取場所 市民課・白里出張所

高齢者見守りサービスをご利用ください



☎ 0475(70)0439
☎ 0475(70)0439

新婚さんの新生活を応援します！ 結婚新生活支援事業補助金受付中

夫婦ともに39歳以下の新婚世帯へ新居の住居費・引越費用などを補助します。

▼対象 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、本市の住民基本台帳に記載されており、補助要件を満たしている世帯

▼補助要件
・婚姻日時時点で夫婦ともに39歳以下
・夫婦の合計所得が400万円未満(奨学金の返済がある場合は、その額を所得から控除)

・市税に滞納が無いこと
・2年以上の居住の意志等

☎ 0475(70)0315
☎ 0475(70)0315

マリノも マイナンバーカードの 申請をしました！

張所
▼休日開庁日 毎月最終日(※受け取りに必要な交付通知書(はがき)を紛失した方は、再発行しますので問い合わせください。)

☎ 0475(70)0340
☎ 0475(70)0340



令和5年度実施住民協働事業の提案事業を募集しています

市では、地域課題の解決を図るため、住民団体が自主的、または主体的に企画・実施する公益性のあるまちづくり事業に対して、補助金を交付しています。

▶対象事業
・住民提案型事業=住民団体が企画立案した、公共的な課題の解決、または地域活性化につながる事業(テーマは自由・補助限度額30万円)
・行政提案型事業=市が提示する課題に対し、住民団体により企画立案された事業(補助限度額は事業内容により定めます)

〈行政提案型事業テーマ〉
・デジタルデバインド対策事業
「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」の実現に向け、デジタルに不慣れな方や高齢者・障がい者等に対し、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法のサポートや、スマホ教室やセミナーを開催するなど、デジタルデバインドの解消に取り組む。

・男女がともに輝く地域づくり

事業
男女共同参画を身近なものとして考えられるよう、地域や職場における啓発活動を行う。特に市内事業所への啓発および市民意識調査の実施に重点を置いた取り組みを行う。

・「郷土の歴史書概要版(仮)」の編纂業務
郷土資料を活用して、「郷土の歴史書概要版(仮)」を作成する。

・地域猫活動
地域住民が主体となり、ボランティアおよび行政が協働して野良猫トラブルの減少を目指す活動。

▶申込期間=9月22日(木)まで
▶その他=事業の詳細は「応募の手引き」をご覧ください。
※「応募の手引き」は、地域づくり課、中央公民館、白里出張所、中部コミュニティセンター、市ホームページから入手できます。

☎ 0475(70)0342
☎ 0475(70)0342

大網白里市長選挙 立候補予定者説明会

任期満了による大網白里市長選挙が12月18日(日)に行われる予定です。

市選挙管理委員会では、立候補を予定している方を対象に、立候補の手続きなどについて説明会を開催します。

▶日時=10月19日(水)10時～
▶会場=中央公民館1階講堂

☎ 0475(70)0397
☎ 0475(70)0397

結婚したら

おおあみしらさと
結婚新生活支援事業

☎ 0475(70)0315
☎ 0475(70)0315

こちらは消費生活センターです！

～本当にお得？注文確定の前に契約内容をしっかり確認～

〈事例〉
SNS上に通常6千円のシャンプーが初回500円で購入できると広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上に、細かい文字で「5回継続購入」の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前回は気が付かなかった。事業者に解約したいと伝えたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ断られた。

〈ひとことアドバイス〉
ネット通販の注文画面では「初回限定」など、お得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。

注文を確定する前に、定期購入が条件となっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。

特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。(国民生活センター見守り新鮮情報第425号より)

◆市消費生活センター
▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金)10時～12時、13時～16時
▶会場=中央公民館1階相談室
▶相談電話=☎0475(70)0344
☎ 0475(70)0342
☎ 0475(70)0342

男女共同参画だより

アンコンシャス・バイアスとは、自分では気付いていない見方や捉え方の歪み、偏りです。無意識のうちに態度や何気ない言動に現れるため見過ごされがちですが、個人・組織ともに新しい可能性が閉ざされてしまう悪影響があります。

性別によるアンコンシャス・バイアスとしては、「女性は感情的になりやすい」、「男性は人前で泣くべきではない」などがあります。異性に対してだけでなく、自分自身の性がそうであると強く思い込んでいることもあります。

こういった思い込みは誰にでもあり、良い悪いはありませんが、自分も含めて誰もがアンコンシャス・バイアスを持っていることを自覚し、押し付けることが良くないことと理解することが大切です。

内閣府男女共同参画局ホームページでは、性別による無意識の思い込みに関する調査結果を発表しています。日常シーンごとのチェックシートとあわせ、ご覧ください。

☎ 0475(70)0342
☎ 0475(70)0342